**平成２７年（フ）第７４号**
山梨県山梨市万力1875番地　伊東アパート10号
債務者　田邉　国雄
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第７５号**
山梨県甲府市山宮町1192番地１
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１００号**
埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号　ペアハイツ越谷１―513
債務者　櫛田　詔弘
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第１１５号**
岐阜市鷺山1060番地２　ピアキャステールファースト205号室、住居表示変更前の住所岐阜市南蟬１―1060―１　ピアキャステール205
債務者　早矢仕美佳
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２６号**
宮城県大崎市古川旭１丁目６番３号
債務者　奥山　順子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２７年（フ）第４４号**
滋賀県彦根市後三条町636番地７　204号、前住所滋賀県彦根市西今町704番地２　310号
債務者　菱田　康幸
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第４５号**
滋賀県彦根市後三条町636番地７　204号、前住所滋賀県彦根市西今町704番地２　310号
債務者　菱田　和幸
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第４６号**
滋賀県彦根市後三条町636番地７　204号、前住所滋賀県彦根市西今町704番地２　310号
債務者　菱田惠美子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第５０号**
滋賀県近江八幡市安土町中屋771番地、前住所滋賀県近江八幡市十王町822番地
債務者　谷口　秋子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第５３号**
滋賀県彦根市八坂町2020番地４　103号
債務者　森　悠汰
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第５４号**
滋賀県彦根市八坂町1964番地32　103号、前住所滋賀県東近江市五個荘中町39番地14
債務者　松浦　愛
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第２６０号**
神戸市長田区平和台町２丁目12番17号
債務者　大上　誠一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２６７号**
神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地ベルトゥリー若草アネックス407号
債務者　増永　智
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２７３号**
神戸市灘区灘北通９丁目１番17号　アドバン王子Ⅰ505号
債務者　川口小夜子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５９号**
兵庫県川西市平野１丁目32番６号　201
債務者　萩原　里香
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第６２号**
兵庫県宝塚市光明町８番29―404号
債務者　平井　惠
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地２―104号
債務者　財津　徳久
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係